

令和4年度宇佐市関係人口創出事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和4年度宇佐市関係人口創出事業業務委託

2 目的

本事業は、地域課題の解決や将来的な移住・定住に向けた裾野拡大を図るために実施する各種関係人口創出事業の効果的な事業展開に向け、市が取り組む各種関連事業を効果的に発信し、関係人口の創出を図ることを目的とする。

3 履行期間

令和4年9月1日から令和5年3月31日まで

4 履行場所

市長が指定する場所

5 業務内容

業務内容については①又は②若しくは双方を実施する事。③～⑩については全て実施する事。

- ① 市内1カ所以上に「宇佐市関係案内所」を開設すること。
関係案内所では、市及び受託事業者が実施する関係人口の創出に関する各種事業等に関する問い合わせ対応を行うこと（開所日数は週5日間、対応時間は10時～18時を原則とする。）
- ② 宇佐の食、農をアピールする講座又は体験型のイベント等を3回以上開催すること（参加対象者及び開催時期については、オンライン開催である場合を除き、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、市とその募集範囲等について協議を行うこと。）
- ③ 関係人口ポータルサイトの運営を行うこと（なお、運営費は委託料に含むものとする。）
- ④ 関係人口ポータルサイトやSNS、動画共有サイト等を活用して、宇佐の魅力及び①②の事業開催について情報発信を行うこと
- ⑤ 市が実施するその他の関係人口創出事業と連携を模索すること
- ⑥ 費用を徴収する場合は、原則実費相当とすること（なお、予め市の承認を得た場合はこの限りではない。）
- ⑦ 開催する講座やイベント等の具体的な内容については、市と事前協議を行うこと
- ⑧ 開催する講座やイベント等の情報を発信する際には、市からの受託事業であることを明記すること

- ⑨ 講座やイベント等を開催した際には、モニタリング調査を実施すること
- ⑩ ハード整備、飲食に係る経費（原材料費、熱中症対策や感染症対策に資するものは除く）は委託経費に含まない
- ⑪ 市が行う関係人口創出事業の事業実施に協力すること
- ⑫ その他関係人口創出につながる取り組みに積極的に取り組むこと

6 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること

(2) 年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）作成し、提出すること

(3) 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること

(4) 本市事業との連動

市が別に行う関係人口創出に係る事業と相乗効果をもたらすよう連携・連動を図ること

7 成果品

事業完了後、速やかに事業報告書類を提出すること

① 令和4年度宇佐市関係人口創出事業業務委託実績報告書

印刷物1部及び電子データ（PDF）

② その他必要と認めた資料

※納品場所 宇佐市大字上田1030-1 宇佐市総合政策課

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託もしくは請負わせてはならない。
ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

成果品の著作権は（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）所有権等、その他の一切の権利は、委託者である市に帰属するものとし、市は自由に二次使用（印刷物の制作、WEB掲載等）できるものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、前述の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に

市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上、業務を進めるものとする。